

養護教諭の職務内容に関する PHW・厚生省とCIE・文部省における検討内容

滝内 隆子¹⁾, 小松 妙子²⁾

¹⁾ 金沢医科大学看護学部

²⁾ 秀明大学看護学部

受付：平成30年12月10日／受理：令和2年1月31日

要旨：占領期にPHW・厚生省とCIE・文部省の間で養護教諭の職務内容が検討された。最終的にCIE・文部省は、PHW・厚生省の意見を踏まえ、米国の学校保健とスクールナース制度を参考に1949年の「中等学校保健計画実施要領(試案)」および1951年の「小学校保健計画実施要領(試案)」の中に、養護教諭は、学校保健関係職員の一人として位置づけ、職務内容として「学校保健事業遂行の援助」や「学校身体検査の準備と援助」などの15～16項目を規定した。この職務内容は、戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」の延長線として作成されたと考えられる。

キーワード：占領期, CIE, PHW, 養護教諭, 職務内容

I. 諸言

第二次世界大戦終結直後の児童生徒の健康状態は、著しい体位の低下、栄養失調、疾病蔓延状態にあり、学校における児童生徒の健康復興は緊急課題であった。児童生徒の健康復興を直接担当する者として連合軍最高司令官総司令部(General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, 以下GHQ/SCAP)の公衆衛生福祉局(Public Health & Welfare Section, 以下PHW)・厚生省、民間情報教育局(Civil Information and Education Section, 以下CIE)・文部省が期待したのが、養護訓導^{註1)}である。

これまで、占領期の養護教諭^{註2)}の職務内容に関しては、杉浦¹⁾、『学校保健百年史』²⁾、瀧澤ら³⁾、三浦⁴⁾が明らかにしている。著者らは占領期のCIE Sheetsの中の1946(昭和21)年4月12日の‘School Hygiene in Japan’⁵⁾と1948(昭和23)年4月の‘FUNCTION OF SCHOOL NURSE’を用いて養護教諭の職務内容を⁵⁾、また、占領初期における養護教諭の増員対策についてCIE Sheetsと日本側

史料をもとに明らかにした⁶⁾。

しかし、養護教諭の職務内容について1945(昭和20)年から1951(昭和26)年の占領期間を通してPHW・厚生省とCIE・文部省が検討した内容は明らかになっていない。そこで、国立国会図書館(National Diet Library: 以下, NDL)憲政資料室が所蔵するGHQ/SCAP Recordsの1945(昭和20)年から1951(昭和26)年のPHW Sheets BOX.No.9342およびCIE Sheets BOX.No.5605, BOX.No.5723から“School Health”, “School Nurse”, “School Nurse Teacher”, “Nurse Teacher”, “School Nursing”に関するSheetsを抽出し、さらに日本側の史料(文部省・厚生省が作成した規則、官報、近代日本教育制度史料、学校保健百年史など)と照らし合わせ史実の確認と検討を行い、占領期にPHW・厚生省とCIE・文部省で養護教諭の職務内容についてどのような検討がなされたか明らかにした。なお、史料の使用については、所蔵機関の許可を得ている。

II. 戦中の養護訓導の職務内容

第二次世界大戦終結後(以下、戦後)の占領期1945(昭和20)年から1951(昭和26)年にPHW・厚生省とCIE・文部省が検討した養護教諭の職務内容は、第二次世界大戦中(以下、戦中)の養護訓導^{註3)}の職務内容と比較することで特徴が明らかになると考える。そのため、以下に戦中の養護訓導の執務規程について述べる。

養護訓導は、1941(昭和16)年3月1日の「国民学校令(勅令第148号)」⁷⁾の制定により、教育職員として身分は判任官とすること、職務は児童の養護を掌ること、免許制度とすることが規定されスタートした。しかし、文部省は養護訓導の職務規程がないことから訓令案として「養護訓導ノ職務ニ関スル規程」^{8) 註4)}を作成・検討した。そして最終的に1942(昭和17)年7月17日に養護訓導の職務内容として「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」⁹⁾を制定した。内容は以下に示す通りである。

- 一 養護訓導ハ常ニ児童心身ノ状況ヲ查察シ特ニ衛生ノ躰、訓練ニ留意シ児童ノ養護ニ従事スルコト
- 二 養護訓導ハ児童ノ養護ノ為、概ネ左ニ掲グル事項ニ関シ執務スルコト
 - イ 身体検査ニ関スル事項
 - ロ 学校設備ノ衛生ニ関スル事項
 - ハ 学校給食其ノ他児童ノ栄養ニ関スル事項ニ健康相談ニ関スル事項
 - ホ 疾病ノ予防ニ関スル事項
 - ヘ 救急看護ニ関スル事項
 - ト 学校歯科ニ関スル事項
 - チ 要養護児童ノ特別養護ニ関スル事項
 - リ 其ノ他児童ノ衛生養護ニ関スル事項
- 三 養護訓導ハ其ノ執務ニ当リ常ニ他ノ職員ト十分ナル連絡ヲ図ルコト
- 四 養護訓導ハ医務ニ関シ学校医、学校歯科医ノ指導ヲ承クルコト
- 五 養護訓導ハ必要アル場合ニ於テハ児童ノ家庭ヲ訪問シ児童ノ養護ニ関シ学校ト家庭ト

ノ連絡ニカマルコト

上記が制定されたことについて、瀧澤らは単に職務規程が制定されていないという理由だけではなく「文部省訓令第19号(養護訓導執務規程要項)の前文に「皇国民ノ基礎的鍊成ヲ為ス国民学校ニ於テハ児童ノ体位ノ向上ヲ図ル為養護訓導ノ制度ヲ設ケタリ」と「教育」という概念を超えた戦中の皇国民「鍊成」の理念、そして実践へと接続する素地の上に規程が形成されたと理解することができる。」¹⁰⁾と述べている。

このように養護訓導の職務規程が制定された背景として、戦時体制の強化に伴い、国民の健康の維持増進と体力の増強、ことに第二国民たる学童の体位の向上が主要な課題であり、学校教育においても学童の健康の保持増進を図る方策を求めたことが考えられる。

具体的な職務内容について、瀧澤らは「…中略…「衛生ノ躰、訓練ニ留意」することの強調は見られたが、養護訓導といった新たな教育職員の誕生のなかで、職務規程についてはそれまでの内容(学校看護婦ニ関スル件)を踏襲している」と述べている¹¹⁾。七木田は「養護訓導に期待されたのは、看護婦の仕事に加えて教育や衛生訓練に従事することであった。そして、それまでの学校衛生が主として対象としてきた一部の病弱児童への対応や治療を超えて、多数の一般児童に対する予防医学と健康増進に関わることでもあった。」¹²⁾、また、教育課程の視点から「1941(昭和16)年に誕生した体鍊科体操「衛生」によって教育課程中に位置づけられた「健康教育」の枠組みは、…中略…、それ以前にみられた「衛生教育」よりも、積極的に健康を獲得する能動的主体の形成を求めた新たな概念である「健康教育」が主張され、学校教育中に位置づけられている。「衛生教育」から「健康教育」への転換は、特定の病弱児童に対する疾病予防から多数の一般児童に対する健康増進へと対象と内容を変化させ、健康知識・技術を配分することにより、画一的なライフスタイルの普及機会として導入されている。」¹³⁾と述べている。

また、1937(昭和12)年に4月に「保健所法(法

律第 42 号)¹⁴⁾が制定され、1938 (昭和 13) 年 1 月に厚生省が発足し、学校衛生関係者の指導助成と学童の養護に関する事項以外は所管が文部省から厚生省に移管された。1941 (昭和 16) 年に養護訓導を誕生させた「国民学校令 (勅令第 148 号)」の制定と同時に同年 7 月に「保健婦規則 (厚生省令第 36 号)」¹⁵⁾が制定され、保健所の主力である保健師が公衆衛生の視点から実施する国民の疾病予防と健康の保持増進を図る業務との差異化を¹⁶⁾意図して養護訓導の職務内容を規定したことが考えられる。

以上のことから養護訓導は、市町村吏員としての学校看護婦から発展的に教育職員になった。しかし、戦中の国民の健康の保持増進と体力の増強、ことに第二国民たる学童の体位の向上をそれまでの病弱児童を対象として展開された「衛生教育」から多数の一般児童に対する予防医学と健康増進の「健康教育」の推進を図ること、そのためには従来以上に学校医、学校歯科医の指導を受け、学級担任などと連絡を図りながら家族も学校の健康教育に参加させることが期待されたこと、養護訓導と同様に国民の健康管理者として保健婦が誕生したことから、保健婦との業務内容の差異化を図り、養護訓導の職務内容を学校内の範囲にする必要性があったこと、このようなことが背景にあり養護訓導の職務内容そのものは「学校看護婦ニ関スル件」の延長線上で規程されたのではないかと著者は考える。() 内は著者追記

Ⅲ. 結果と考察

1. PHW・厚生省における養護教諭 (School Nurse) の職務内容の検討

PHW 看護課長の Virginia Ohlson (以下、バーヂニア・オールソン)^{註5)}署名の 1947 (昭和 22) 年 7 月 3 日の PHW Sheet¹⁷⁾には、学校保健計画の視察のために東京都立第三高等女学校を訪問した結果、School Nurse^{註6)}は保健関連授業並びに学校保健計画を支援せず、救急処置や身体検査の補助を実施していた、同年 9 月 12 日の Sheet¹⁸⁾には、文部省と日本学校衛生協会協賛による 46 都道府県の School Nurse 代表者の協議会で、文部省の希望に

より学校保健計画を紹介したこと、School Nurse の役割について討議されることが記載されている。また、同年 9 月 25 日の Sheet¹⁹⁾には、月島第二小学校に、10 月 3 日の Sheet²⁰⁾には、築地小学校に、学校保健計画の実態調査のために訪問し、結果、保健教育は教員または School Nurse が実施しているが頻度は少ないこと、School Nurse の職務内容のほとんどが救急処置や身体検査の補助などであったことが記載されている。同年 11 月 7 日の Sheet²¹⁾には、PHW 看護課が文部事務官の荷見秋次郎氏 (以下、荷見氏) に文部省が School Nurse に求める教育要件と、学校で果たすべき役割についてリストアップするよう求めたことが記載されている。そして翌 1948 (昭和 23) 年 3 月 2 日の Sheet²²⁾には、2 月中に CIE と 3 回 School Nurse の研修計画と School Nurse の役割を提起する目的で会議を開催したこと、また 1947 (昭和 22) 年 11 月 7 日に荷見氏に依頼した School Nurse の職務内容について「1 健康教育に関すること」から「10 家庭訪問」の 10 項目が報告されたことが記載されている (表 1)。

このように PHW・厚生省は、学校保健計画の実施状況と School Nurse の職務内容を視察を通して把握したこと、また、CIE・文部省との間で School Nurse の職務内容について検討を重ね、最終的には文部省の荷見氏に職務内容をリストアップさせたことが明らかになった。

戦中では養護訓導の職務内容は、文部省と厚生省の間で検討され「養護訓導執務規程要項 (文部省訓令第 19 号)」は文部省所管とすること、また職務内容は治療的側面より教育的側面を重視することで合意がなされている²³⁾。占領期においても戦中と同様に文部省とその指導部局である CIE、厚生省とその指導部局である PHW の間で検討された。二省で検討された背景としては、戦中の体制を踏襲しただけではなく、「米国では、ある地域では教育課が保健婦を採用して学校で執務させ、他の地域では、当該地の衛生課と協議の上で学校看護事業が実施されている。」²⁴⁾、また、「米国では…中略…学校衛生の所管は教育課にあるか衛生課にあるか、或わまた両課の連絡協調によっ

表1 養護教諭 (School Nurse) の職務内容に関する PHW Sheets の内容

-
1. 1947 (昭和22) 年7月3日: 学校保健計画の視察 (実況見分) Virginia Ohlson 記
7月2日に東京都立第三高等女学校を訪問した結果、養護教諭 (School Nurse) は教室における保健関連授業には関与せず、学校保健計画も支援しない、実施しているのは救急処置、薬物投与、身体検査や予防接種時の医師の補助である。養護教諭 (School Nurse) は常勤で、医師はオンコール制である。
出典: GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT; Observation of School Health Program 1947/7/3, BOX.No; 9342, PHW02536, (NDL 所蔵)
- ↓
2. 1947 (昭和22) 年9月12日: 養護教諭 (School Nurse) についての協議 Virginia Ohlson 記
文部省と日本学校衛生協会協賛による46都道府県の養護教諭 (School Nurse) 代表による6日間の協議が日本赤十字社本部で実施された。文部省の希望により①学校保健計画の紹介、②学校における養護教諭 (School Nurse) の役割などについて討議された。
出典: GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT; School Nurses Conference 1947/9/12, BOX.No; 9342, PHW02536, (NDL 所蔵)
- ↓
3. 1947 (昭和22) 年9月25日: 小学校訪問 Virginia Ohlson 記
9月19日に平井雅恵とバージニア・オールソンが学校保健計画の実態調査のため月島第二小学校を訪問した。1名の養護教諭 (School Nurse) は、常勤で、保健教育は教員又は養護教諭 (School Nurse) によって実施されているが頻度はかなり低い。
出典: GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT; Visit to Elementary School 1947/9/25, BOX.No; 9342, PHW02536, (NDL 所蔵)
- ↓
4. 1947 (昭和22) 年10月3日: 小学校訪問 Virginia Ohlson 記
学校保健計画の実態調査のため月島の築地小学校を訪問した。保健教育は担任が実施していたが頻度は多くない。養護教諭 (School Nurse) は、設備の整った保健室を与えられていた。職務内容はほとんどが救急処置、身体検査と予防接種時の補助である。
出典: GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT; Visit to Elementary School 1947/10/3, BOX.No; 9342, PHW02536, (NDL 所蔵)
- ↓
5. 1947 (昭和22) 年11月7日: 養護教諭 (School Nurse) の教育要件について Virginia Ohlson 記
PHW 看護課は、文部事務官の荷見秋次郎氏に文部省が求める教育要件と養護教諭 (School Nurse) が学校において果たす役割についてリストアップすることを求めた。
出典: GHQ/SCAP PHW Memorandum for Report, SUBJECT; Education Requirements for School Nurses 1947/11/7, BOX.No; 9342, PHW02555, (NDL 所蔵)
- ↓
6. 1948 (昭和23) 年3月2日: 養護教諭 (School Nurse) について Virginia Ohlson 記
2月中にCIEと3回養護教諭 (School Nurse) の研修計画と養護教諭 (School Nurse) の役割を提起する目的で会議を開催した。
1947 (昭和22) 年11月7日に荷見秋次郎氏に依頼した養護教諭 (School Nurse) の役割について以下の内容が報告された。
- | | |
|--------------|--------------|
| 1 健康教育に関すること | 2 身体教育に関すること |
| 3 衛生教育に関すること | 4 疾病教育に関すること |
| 5 学校給食に関すること | 6 環境衛生に関すること |
| 7 健康相談 | 8 救急看護 |
| 9 歯科衛生 | 10 家庭訪問 |
- 出典: GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT; Education School Nurses 1948/3/2, BOX.No; 9342, PHW02535, (NDL 所蔵)
-

て実施さるべきかについては賛否両論がある。」²⁵⁾と米国においても School Nurse の所管部署が統一されていないこと、PHW 看護課長のバージニア・オールソンが School Nurse の経験者であったことが考えられる。

PHW 看護課が、1947 (昭和22) 年7月から School

Nurse の小学校などにおける学校保健計画の実施状況と職務内容を視察した結果、School Nurse の職務内容は、学校保健計画にはほとんど関与しないで、救急処置、薬物投与、身体検査や予防接種時の医師の補助などが中心であること、学校保健計画は担任が実施しているが回数は少ないことが

明らかになった。この状況は米国における School Nurse の職務内容とは相違していた。PHW 看護課長で School Nurse の経験があるバージニア・オールソンは「養護教諭^{註7)}は、保健指導の最も重要広汎な部面を担当すると同時に、一般教員に全般的協力をしなければなりません。即ち、一般教員の要求に従って、学童健康教育の計画に協力し、保健指導が出来なければなりません。…中略…私は、次の三目標をみたく計画が、立派な保健計画といえると思います。1. 保健教育の用意について 2. 保健管理の用意について 3. 学校環境の保健化の用意について……」²⁶⁾と述べている。また、瀧澤らは、「アメリカの学校看護婦は健康教育カリキュラムの立案・実施に対して明確な支援・助言の機能をもつと考えられて、学校全体の健康教育計画に影響を及ぼし得た」²⁷⁾と述べている。

このことから視察の結果、日本の養護教諭 (School Nurse) の職務内容は米国の School Nurse とは異なり、教育的側面よりは、身体検査の補助、救急処置、疾病予防などの医学的側面の遂行に偏っていたため、School Nurse は学校保健計画に協力し、保健指導ができなければならないという考えから、日本の養護教諭 (School Nurse) の職務内容を規定している戦前の「養護訓導執務規程要項 (文部省訓令第 19 号)」の見直しが必要と考え、荷見氏に養護教諭 (School Nurse) の職務内容のリストアップを指示したと考える。

荷見氏が提示した日本の養護教諭 (School Nurse) の職務内容は、文部省が戦中の 1942 (昭和 17) 年 7 月に制定した「養護訓導執務規程要項 (文部省訓令第 19 号)」に比べると「イ 身体検査ニ関スル事項」が「身体教育に関する事」、 「ホ 疾病ノ予防ニ関スル事項」が「疾病教育に関する事」と保健教育に重点が置かれた表現に変更されている。これは、1946 (昭和 21) 年 4 月に GHQ/SCAP から発表された『合衆国教育使節団報告書』が影響していると考えられる。この報告書は、戦後教育改革の基本方針を示したものとして重要な意義をもっている。この報告書の中に「衛生に関する教育は、初等の学校では憂慮に堪へないくらい等閑に附されていると思われる。初

等の学校では、実際、生理学も教へられなければ衛生学も教へられない。」と厳しく批判するとともに「学校における衛生教育は、すぐれた個人衛生及び家庭衛生の実際に関する教育と共に、細菌学、生理学及び公衆衛生法の基礎並びに実際の大綱に関する教育を包含すべきである。」²⁸⁾と計画的な衛生教育の必要性が勧告された。また、瀧澤らはアメリカでは「…中略…青少年の栄養不良による虚弱や不潔による皮膚疾患などに対応する応急処置のような弥縫的対策では青少年の健康問題に抜本的に対応することは難しく、…中略…公衆衛生学的観点からみて、学校看護婦が行う健康教育活動が結果として青少年の健康水準を向上させることが認識されていた。」²⁹⁾と述べている。これらのことから著者は、日本の養護教諭 (School Nurse) の職務内容も『合衆国教育使節団報告書』や米国の School Nurse の職務内容を参考に保健教育の視点にたった表現になったと考える。

養護教諭 (School Nurse) の職務内容に関する PHW の介入について『学校保健百年史』には、「占領時代にあつては、GHQ の公衆衛生関係担当者は、わが国の養護教諭をアメリカ流のスクールナース、…中略…学校保健は厚生省に属すべしとの発言を強硬におこなつたりしたが、文部省の反対にあい実現しなかつた。」³⁰⁾と記載されている。また、杉浦は、「当時のアメリカ連合軍司令部 (GHQ) 公衆衛生当局者の極端な介入によるものとされている。かれらは日本の養護教諭という独特な制度を認めようとはせず、アメリカ流のスクールナースと同一視し、本国における制度を押し付けたのである。」³¹⁾と述べている。しかしこれらの内容を証明する PHW Sheets および厚生省・文部省の関連史料を見つけることはできなかった。

2. CIE・文部省における養護教諭 (School Nurse) の職務内容の検討

School Nurse の職務内容については、1947 (昭和 22) 年 8 月から 1948 (昭和 23) 年 4 月までと明記された CIE Sheet³²⁾ に、荷見氏の署名で戦中の「養護訓導執務規程要項 (文部省訓令第 19 号)」

第2条の改正案として「a. 健康教育」から「l. その他学校衛生に関する事項」の12項目とすることが記載されている(表2)。

この改正案の職務内容と先に述べた1948(昭和23)年3月2日に荷見氏がPHW看護課の求めに対して報告した内容を比べると「j. 要養護児童のケアと指導」と「l. その他学校衛生に関する事項」が追加され、「身体教育」が「身体検査」, 「疾病教育」が「疾病予防」など, 戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」と同様の表現になっている。なお, この文部省訓令第19号第2条の改正案は, 制定にはいたっていない。

1948(昭和23)年4月のCIE Sheet³³⁾にSchool Nurseの職務内容として「1. 身体検査に関する項目」から「12. 教師やその他の職員との協力に関する項目」の12項目があげられ, 項目ごとに具体的な業務内容が記載されている(表2)。このSchool Nurseの職務内容の項目と前述の荷見氏が提示した「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」第2条の改正案で相違する点は, 「c. 施設・設備の衛生」と「f. 環境衛生」が「4 以下の項目の環境衛生に関する項目」に集約されたこと, 新たに「9 児童の成長と健康に関する記録に関する項目」, 「12 教師やその他の職員との協力に関する項目」が追加され, 項目名だけでなく具体的に業務内容が提示されたことである。

また, 同年7月のCIE Sheet³⁴⁾には, 文部省訓令として「School Nurseの職務規程(案)」が記載されている。この職務規程案と4月に提示された職務内容を比較すると, 新たに「XII. その他児童の養護に関する項目」が設けられ, また, 「第3条 School Nurseは, 校長や教員と勤務を常に密接にし, 学校保健計画全体に参加し, 教員会議に出席する。」, 「第4条 School Nurseは, 学校医や学校歯科医と密接に連絡し, 指導を求めなければならない。」, 「第5条 School Nurseは児童の健康と学校全体の健康問題を話すための定期的な連絡会議を開く」と特に教員と協同で取り組むことが条文化されている点が相違している。附則には「第8条 1942(昭和17)年7月の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」は廃止する。」

と記載されている(表2)。また, 具体的な業務内容に補助・支援・助言という表現が使われている。なお, この文部省訓令の「School Nurseの職務規程(案)」も制定にはいたっていない。

その後, CIE・文部省は, 養護教諭の職務内容を1949(昭和24)年の「中等学校保健計画実施要領(試案)」³⁵⁾, 1951(昭和26)年の「小学校保健計画実施要領(試案)」³⁶⁾の中で学校保健計画における職務として提示している(表3)。この中で養護教諭は, 「学校教育法(法律第26号)」³⁷⁾第28条第5項(児童の養護を掌る)にしたがい, 学校保健関連職員の中でも「児童の看護および保護を受け持つもの」としての位置づけで, 学校保健計画を担当することになった。「中等学校保健計画実施要領(試案)」における養護教諭の職務内容は, 「1. 学校保健事業に対する方策と計画の発展・遂行の援助」, 「2. 学校身体検査の準備と援助」, 「3. 身体検査結果処理の計画と実行」, 「4. 伝染病予防の補助」, 「5. 救急処置の助力」, 「6. 学校給食衛生の助言」, 「7. 環境衛生の援助と助言」, 「8. 健康相談の準備と援助」, 「9. 健康教育に協力」, 「10. 健康資料の整理と活用の助言」, 「11. 教職員健康保持の助言」, 「12. 学校保健事業の評価の援助」, 「13. 環境調整の助力」, 「14. 保健情報の収集」, 「15. 家庭訪問と保健指導の助言」である。1948(昭和23)年7月の文部省訓令「School Nurseの職務規程(案)」と比較すると職務内容に「12. 教職員の健康保持のために必要な助言を与える」が含まれ, 生徒・児童だけでなく, 教職員も対象者になっている点が相違している。なお, 「小学校保健計画実施要領(試案)」には「4. 伝染病予防補助」に「保健所と協力する」こと, 「16. 公衆衛生全般についての理解を深めるため, 保健婦と連絡する。」が追加されている。

上記の学校保健計画における養護教諭の職務内容は, 前年の1948(昭和23)年7月に提示された文部省訓令「School Nurse職務規程(案)」と同様であり, 「3. 身体検査結果処理の計画と実行」を除いて, すべて援助・助力・補助・助言という表現になっている。

先に述べたように占領期における児童生徒の健

表2 養護教諭 (School Nurse) の職務内容に関する CIE Sheets の内容

775017

1947 (昭和22) 年8月～1948 (昭和23) 年4月 荷見氏

文部省訓令第19号第2条の改正案

養護教諭 (School Nurse) は、以下の職務に責任を持つ。

- a. 健康教育 b. 身体検査 c. 施設・設備の衛生 d. 疾病予防 e. 学校給食計画 f. 環境衛生
g. 学校保健相談 h. 救急処置 i. 学校歯科衛生 j. 要養護児童のケアと指導 k. 児童・生徒の家庭訪問
l. その他学校衛生に関する事項

追記：1942年7月17日「養護訓導執務規定要項」(文部省訓令第19号)

出典：GHQ/SCAP Records CIE Sheet, PROPOSED REVISION OF ARTICLE II OF EDUCATION INTSURUCTION NO. 19, BOX. No; 5605, CIE (D) 03886, (NDL 所蔵)

1948 (昭和23) 年4月

養護教諭 (School Nurse) の職務内容

- | | | |
|---|--|--|
| <p>1 身体検査に関する項目</p> <p>(1) 定期的な身体検査計画</p> <p>(2) 定期的な身体検査の実施</p> <p>①身長, 体重, 胸囲, 座高</p> <p>②外観</p> <p>③X線検査</p> <p>④寄生虫卵検査</p> <p>⑤その他</p> <p>(3) 定期的な身長と体重の計測</p> <p>(4) 身体検査の結果の統計</p> <p>(5) 身体検査カードの整理と保管</p> <p>(6) 身体検査に必要な器具と備品の準備</p> <p>(7) 身体検査の場所の準備</p> <p>(8) 担任と両親に身体検査の結果の通知</p> | <p>2 疾病の予防に関する項目</p> <p>(1) 防疫計画の実施支援</p> <p>(2) B.C.G注射</p> <p>(3) 寄生虫駆除の支援</p> <p>(4) トラホームの予防対策</p> <p>(5) 皮膚病の予防対策</p> <p>(6) 病気児童の観察</p> <p>(7) 病気児童の除外</p> | <p>3 給食に関する項目</p> <p>(1) 家庭科教員又は栄養士がいない場合</p> <p>①メニューの立案</p> <p>②調理室の清潔の監督</p> <p>③給食準備の監督</p> <p>④給食用品の衛生的保存の監督</p> <p>(2) 家庭科教員又は栄養士がいる場合</p> <p>①調理室の清潔の監督</p> <p>②給食準備の監督</p> <p>③給食用品の衛生的保存の監督</p> <p>……①～③を家庭科教員又は栄養士と協力して実施する。</p> |
| <p>4 以下の環境衛生に関する監督項目</p> <p>(1) 校舎の清潔</p> <p>(2) 校地の清潔</p> <p>(3) 十分な採光</p> <p>(4) 十分な換気と保温</p> <p>(5) 適当な机と椅子の準備</p> <p>(7) 手洗い容器の清潔</p> <p>(9) 調理室の清潔</p> | <p>5 健康相談に関する項目</p> <p>(1) 健康相談の準備</p> <p>(2) 健康相談の補助</p> <p>(3) 健康相談が必要な児童の選定</p> <p>(4) 健康相談が必要な児童の両親と担任への連絡</p> <p>(6) 水飲み場の清潔</p> <p>(8) トイレの清潔</p> | <p>6 救急看護に関する項目</p> <p>(1) 救急処置の実施</p> <p>(2) 救急看護の実施</p> |
| <p>7 歯科衛生に関する項目</p> <p>(1) 歯科検診の補助</p> <p>(2) 歯科疾患の予防対策の実施</p> <p>(3) 歯磨き指導書の配布</p> | <p>8 家庭訪問に関する項目</p> <p>(1) 欠席している病気児童の家庭訪問</p> <p>(2) 病気児童または虚弱(障害)児童の家庭訪問</p> <p>(3) その他児童のヘルスニードに関する家庭訪問</p> | |
| <p>9 児童の成長と健康の記録に関する項目</p> <p>(1) 児童の成長に関する記録</p> <p>(2) 疾患と欠席に関する記録</p> <p>(3) 児童の精神面に関する記録</p> <p>(4) 病気児童の欠席状況に関する記録</p> <p>(5) 児童のけがに関する記録</p> <p>(6) 疾患と虚弱(障害)の治療経過に関する記録</p> <p>(7) 給食の効果に関する記録</p> | <p>10 特別学級に関する項目</p> <p>(1) 特別学級の児童の防護に関して担任と協力</p> | |
| <p>11 健康教育に関する記録</p> <p>(1) 正規の学科を教える担任の健康教育への協力(通常の健康教育は担任が教える。しかし、養護教諭(School Nurse)の方が相応しいと判断されるときは例外である。)</p> <p>(2) 偶発的な事案への健康教育の実施</p> <p>(3) 健康教育のために必要な教材の準備(健康教育のために必要な統計資料は、常に用意し、健康教育で教員が参考にとできるようにしておく。)</p> | <p>12 教員やその他の職員との協力に関する項目</p> <p>(1) 児童の健康問題や学校全体の健康問題を少なくするために定期的に教員と討議する機会を設定する。</p> <p>(2) 教員と共同して、全体の教育方針に関与する。例えば、常に教員会議に参加する。</p> <p>(3) 健康問題に関して学校医と学校歯科医に密に連絡する。</p> | |

出典：GHQ/SCAP Records CIE Sheets, FUNCTIONS OF SCHOOL-NURSES NO. 19, BOX.No; 5605, CIE (D) 03886, (NDL 所蔵)

1948(昭和23)年7月

養護教諭(School Nurse)の職務規程
(省訓令草案)

第1条 養護教諭(School Nurse)の職務は本省訓令によって規程するものとする。

第2条 養護教諭(School Nurse)は以下に記載する職務を遂行する。

I. 身体検査に関する項目

1. 定期または臨時の身体検査の計画
2. 定期身体検査の補助
3. 臨時の身体検査の補助
4. 身長と体重の定期測定
5. 身体検査結果の統計表作成
6. 身体検査カードの整理と保管
7. 身体検査に必要な器具や道具の整備
8. 身体検査の場所の適切な準備
9. 担任と両親または保護者への身体検査結果の報告

II. 疾病予防に関する項目

1. 流行予防プログラムの実施支援
2. B.C.G ワクチン接種の補助
3. 寄生虫駆除支援
4. トラホームの予防処置
5. 皮膚病の予防処置
6. 病児の観察
7. 病児の除外

III. 学校給食に関する項目

養護教諭(School Nurse)は以下の点について責任者に勧告と助言を与える。

1. 調理場の清潔
2. 給食サービスの清潔
3. 給食物品の衛生的な保管

IV. 環境衛生に関する項目

養護教諭(School Nurse)は以下の点について責任者に勧告と助言を与える。

1. 校舎の清潔
2. 校庭の清潔
3. 適切な採光
4. 適切な換気と温かさ
5. 座席の適切な配置

V. 健康相談に関する項目

1. 健康相談の準備
2. 健康相談の補助
3. 健康相談が必要な児童の抽出
4. 健康相談が必要な児童の両親と教員に対する相談

VI. 救急処置に関する項目

1. 救急処置の実施
2. 他の教員と児童に救急処置の知識を提供

VII. 歯科衛生に関する項目

1. 歯科検査の補助
2. 歯科検査のフォローアップ支援
3. 歯磨き訓練の教員への支援

VIII. 家庭訪問に関する項目

1. 必要に応じて病気欠席している児童の家庭訪問
2. 病気児童と異常児童の家庭訪問
3. 児童の健康問題を解決するために必要な家庭訪問

IX. 児童の身体成長と健康の記録に関する項目

1. 養護教諭(School Nurse)は、児童の成長に必要な記録を整備し、問題について担任に助言
2. 養護教諭(School Nurse)は、問題について教員・児童・両親に支援

X. 特別学級に関する項目

特別学級の児童を養護する担任と協力

XI. 衛生教育に関する項目

1. 普通学級における衛生教育を教員と協力
2. 衛生教育を提供する機会の支援
3. 衛生教育に必要なデータの整理と準備を担任と協力

XII. その他児童の養護に関する項目

第3条 養護教諭(School Nurse)は、校長や教員と勤務を常に密接にし、学校教育計画全体に参加し、教員会議に出席する。

第4条 養護教諭(School Nurse)は学校医や学校歯科医と密接に連絡し、指導を求めなければならない。

第5条 養護教諭(School Nurse)は児童の健康と学校全体の健康問題を話すための定期的な連絡会議を開く。

第6条 養護教諭(School Nurse)の職務記録に記載されている概要は、必要に応じ校長、学校医、学校歯科医に提出する。

附 則

第7条 現在の訓令は……

第8条 1942(昭和17)年7月の文部省訓令第19号「養護訓導執務要項」は廃止する。

出典: GHQ/SCAP Records CIE Sheets, Regulation Governing School Nurse Duties (Draft of Ministry Ordinance), BOX.No: 5723, CIE (C) 04506, (NDL所蔵)

康復は緊急課題であった。そのため、CIE・文部省は、1946(昭和21)年2月に「学校衛生刷新ニ関スル件」³⁸⁾を勧告し、児童生徒の健康回復を目的に戦中と同様に養護訓導の1校1名の設置を打ち出し、養護訓導を確保するために同年3月

に「養護訓導試験臨時措置ニ関スル件」³⁹⁾で戦前の養護訓導の検定試験制度から試験科目中修身・公民を除いて再開し、また、復員した養護訓導免許状所有者の採用、「国民学校令(勅令第148号)」による養護教員養成所を認可して養護教員の養

表3 文部省による中等学校・小学校保健計画実施要領

昭和24年度「中等学校保健計画実施要領」文部省

(五) 養護教諭—学校保健計画におけるその職務

養護教諭は学校教育法第二十八条第五項に従って生徒の看護及び保護を受け持つものとする。その職務は次の如くである。

1. 学校保健事業に対する方策と計画を發展させ遂行させる助けをする。
2. 学校身体検査の準備をし、かつ実施を助ける。
3. 学校医・学校歯科医・教職員等と協力して、身体検査の結果の処理を計画し、実行する。
4. 学校医の指導の下に伝染病の予防について補助する。
5. 安全計画を実施するために具体案を立てかつ突発事故による障害、急病、その他救急処置に助力する。
6. 学校給食については、炊事場の清潔と維持、調理場の清潔、給食準備の際の清潔、食物の栄養と衛生について助言する。
7. 安全で、健康的で、魅力に富んだ環境の設置基準を精細に承知し、この基準に達しかつそれを維持できるよう実地的な援助と助言を与える。
8. 学校健康相談の準備をし、その実施を援助する。
9. 健康教育に協力する。
 - (1) 正課の健康教育において
 - (2) 必要に応じて行う健康教育において
 - (3) 健康教育に必要な資料と情報の獲得について
10. 健康に関する記録を整備し、この資料を有効に活用するよう教師に助言を与える。
11. 教職員の健康保持のために必要な助言を与える。
12. 学校保健事業を評価するため資料と情報を入手したり解釈したりする助けをする。
13. 教師・生徒及び両親との接触によって知悉した事項が、学校の環境の健康的調整に関係があると認められた時は、その旨、学校長及び学校医に報告し、その解決に助力する。
14. 教職員が利用し得るよう地域社会に現存する保健及び社会的資料に関する情報を確実に収集しておく。
15. 必要に応じ、生徒の家庭訪問をなし、保健指導について助言を与える。

引用：文部省。中等学校保健計画実施要領（試案）。1949

昭和26年度「小学校保健計画実施要領」文部省

(五) 養護教諭—学校保健計画におけるその職務

養護教諭は学校教育法第二十八条第五項に従って児童の看護及び保護を受け持つものとする。その職務は次の如くである。

1. 学校保健事業に対する方策と計画を發展させ遂行させる助けをする。
2. 学校身体検査の準備をし、かつ実施を助ける。
3. 学校医・学校歯科医・教職員等と協力して、身体検査の結果の処理を計画し、実行する。
4. 学校医の指導の下に保健所と協力して伝染病の予防について補助する。
5. 安全計画を実施するために具体案を立て、かつ突発事故による障害、急病、その他救急処置に助力する。
6. 学校給食については、炊事場の清潔と維持、調理場の清潔、給食準備の際の清潔、食物の栄養と衛生について助言を与える。
7. 安全で、健康的で、魅力に富んだ環境の設置基準を精細に承知し、この基準に達しかつそれを維持できるよう実地的な援助と助言を与える。
8. 学校健康相談の準備をし、その実施を援助する。
9. 健康教育に協力する。
 - (1) 正課の健康教育において
 - (2) 必要に応じて行う健康教育において
 - (3) 健康教育に必要な資料と情報の獲得について
10. 健康に関する記録を整備し、この資料を有効に活用するよう教師に助言を与える。
11. 教職員の健康保持のために必要な助言を与える。
12. 学校保健事業を評価するため資料と情報を入手したり解釈したりする助けをする。
13. 教師・児童及び両親との接触によって知悉した事項が、学校の環境の健康的調整に関係があると認められた時は、その旨、学校長及び学校医に報告し、その解決に助力する。
14. 教職員が利用し得るよう地域社会に現存する保健及び社会的資料に関する情報を確実に収集しておく。
15. 必要に応じ、児童の家庭訪問をなし、保健指導について助言を与える。
16. 公衆衛生全般についての理解を深めるために、保健婦と連絡する。

引用：文部省。小学校保健計画実施要領（試案）。1951

成、さらに養護教諭仮免許状制度を設けてその資格取得のための養護教諭養成講習会を開催した。また、新たな「学校教育法(法律第26号)」に基づく養護教諭養成機関の設置を経済的に支援した。このように、CIE・文部省は、戦中の延長線として養護訓導の1校1名の設置を打ち出し、戦中とほぼ同様の増員対策に取り組んだ。養護教諭の増員対策とあわせてCIE・文部省は、養護教諭の職務内容については、「学校教育法(法律第26号)」の制定による養護訓導から養護教諭への名称変更に伴い1942(昭和17)年7月に制定した「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」を改正する必要性が生じたことから「文部省訓令第19号2条の改正案」を打ち出した。しかし、この改正案は制定にはいたらなかった。その後、1948(昭和23)年4月にSchool Nurseの職務内容として「1.身体検査に関する項目」から「12.教員やその他の職員との協力に関する項目」の12項目をあげ、項目ごとに具体的な業務内容を提示している。また、同年7月には、文部省訓令として「School Nurseの職務規程(案)」を提示している。しかし、この文部省訓令案も制定にはいたらなかった。

前述の「文部省訓令第19号第2条の改正案」と「School Nurseの職務規程(案)」が制定されなかった理由としては次のことが考えられる。1946(昭和21)年4月12日のCIE Sheetの中に文部省調査チームによる日本の学校衛生に関するコメントとして「健康プログラムが実行される場合、規則として実施を定めることは賞賛に値するだろう。しかし、規則により健康に対する多くの仕事が紙面化されるだけで、目的に対する成果をもたらしていないように見える。たとえば、学校医は文部大臣によって任命されて、学校で必要な治療を与えることが義務づけられているが、学校医は診療所や病院で大部分の時間を過ごしていると報告されている」⁴⁰⁾と記載されている。このことから養護教諭(School Nurse)の職務内容を文部省訓令として制定しても紙面化されるだけで実際には効果をもたらさないことが推測されることから制定されなかったのではないかと考える。

その後養護教諭の職務内容は、「中等学校保健計画実施要領(試案)」および「小学校保健計画実施要領(試案)」の中に提示された。学校保健計画実施要領が作成されたのは、1946(昭和21)年の『合衆国教育使節団報告書』で健康教育を重視する必要性が勧告されたこと、1947(昭和22)年3月に制定された「教育基本法(法律第25号)」⁴¹⁾に教育目的として「心身ともに健康な国民の育成」、また、「学校教育法(法律第26号)」に教育目標の一つとして「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」が明示され、健康教育が重視されたことが考えられる。学校保健計画実施要領作成については、『学校保健百年史』に「視察団の報告書により、わが国の学校保健は管理的、治療的なものから、大きく教育的な方向に転換することとなった。その第一歩は、CIEの助言により、文部省が編さん刊行した保健計画実施要領である。」⁴²⁾と記載されている。森も「学校保健計画は、①健康に適した学校環境、②健康に適した学校生活、③学校保健事業、④健康教育の4つの柱から構成されていたが、その原因は米国のSchool Health Programに求められる。」⁴³⁾、また、「…中略…当時の当事者の一人である湯浅謹而氏がいうように、CIEの指導によるものであり、米国の健康教育の影響を強く受けていた、といえよう。」⁴⁴⁾と述べている。三浦は、「健康教育を充実・徹底させるための教科目の創設が現実的な課題として浮かび上がって来たが、「学校体育指導要綱」の「衛生」を経過して「暫定措置」として、「衛生教育実施要項」の作成がさらに必要であった、こうした必要性から準備されていくのが「学校保健計画実施要領」とみることができる……」⁴⁵⁾と述べている。

これらのことから心身共に健康な国民の育成と健康教育を充実・徹底させるための教科目の創設の必要性からCIEの指導のもと米国の学校保健計画をもとに日本の中・小学校保健計画実施要領試案が作成されたと考えられる。

また、中・小学校保健計画実施要領試案に、「適切な保健指導をたて、またこれを実施に移すためには、それに必要な職員をおき、その職員の

責任分担を明らかにしなければならない、このための職員としては、教師はもちろん、学校医・学校歯科医・保健主事・養護教諭などをおき、それぞれの責任分担を定め、学校保健計画がよき協力のもとに運営できるように考慮しなければならない⁴⁶⁾と記載されている。つまり、学校保健計画の運営にあたっては、学校保健関係者の組織活動に重点がおかれることになったのである。このことについて、『学校保健百年史』には、「従来、学校衛生が、多くの場合、学校医、学校歯科医、あるいは養護訓導の専任の運営であったものが、この実施要領によって、学校教育に参加しているすべての人々の組織的活動が重視されることとなり、全く新しい学校保健が発芽することとなった。」⁴⁷⁾と記載されている。

このことから養護教諭は、「中等学校保健計画実施要領（試案）」における学校保健関係者の一人として位置づけられ、その責任分担範囲の職務内容として、「1. 学校保健事業遂行の援助」「2. 学校身体検査の準備と援助」「3. 身体検査結果処理の計画と実行」「4. 伝染病予防補助」「5. 救急処置の助力」「6. 学校給食衛生の助言」「7. 環境衛生の援助と助言」「8. 健康相談の準備と援助」「9. 健康教育に協力」「10. 健康資料の整理と活用の助言」「11. 教職員健康保持の助言」「12. 学校保健事業の評価の援助」「13. 環境調整の助力」「14. 保健情報の収集」「15. 家庭訪問と保健指導の助言」の15項目が挙げられたと考えられる。この15項目の中で「3. 身体検査結果処理の計画と実行」を除いては、すべて援助・助力・補助・助言という表現が使われている。このことについて『学校保健百年史』には、「自律的ないし独立的に処理し得る権限の少ないものとなったのはアメリカ流のスクールナース制度が翻訳されてそのまま紹介されたと思われる。」⁴⁸⁾と記載されている。しかし、瀧澤らは、「巡回型学校看護を維持し、個々の学校看護婦に対してスーパーバイジングを行い、学校に対して明確な提言機能を有していたアメリカの学校看護婦と、学校において教員に準ずる職員としてその待遇に格差のあった日本の学校看護婦とでは、その教育的機能の現実化の

過程が異なっていた。アメリカの学校看護婦は健康教育カリキュラムの立案・実施に対して明確な支援・助言の機能をもつと考えられて、学校全体の健康教育に影響を及ぼし得たのに対して、日本の学校看護婦はあくまでも一人の職員として限られた範囲での教育機能の遂行を求められ…中略…⁴⁹⁾と述べている。著者は確かに「中等学校保健計画実施要領（試案）」に米国の School Nurse の制度は影響したと考える。職務内容の援助・助力・補助・助言という表現は、自律的ないし独立的に処理し得る権限の少ないものではなく、瀧澤らが述べている米国の School Nurse が学校全体の健康教育に影響を及ぼし得る支援・助言機能を意図したのではないかと考える。

「小学校保健計画実施要領（試案）」には「4. 伝染病予防補助」に「保健所と協力する」こと、「16. 公衆衛生全般についての理解を深めるために、保健婦と連絡する」ことが記載されている。このことについて斉藤は、「学校での衛生対策は、従来も衛生当局と協力するように通牒も出ていたのであるが、今度の保健所活動の拡充にともない、保健所が学校衛生に協力する態勢が従来以上にととのっている…中略…、保健婦はこの分野で大きな貢献をなしうるのである…中略…学校衛生は教育当局の管轄にあり、学校には養護教員、衛生主任、校医等が活動しているが、地区内の保健所と連絡して活動すれば実績は更にあがるであろう。」⁵⁰⁾と述べている。また、1950（昭和25）年8月23日に発令された「教育委員会法施行令の一部改正に関する政令（政令第270号）」の第2章に「学校の保健に関する保健所の協力等の基準」⁵¹⁾が示された。これらのことから、「小学校保健計画実施要領（試案）」に「4. 学校医の指導の下に保健所と協力して伝染病の予防について補助する。」、「16. 公衆衛生全般についての理解を深めるために、保健婦と連絡する。」が追加されたと考える。

以上、占領期に CIE・文部省と PHW・厚生省で養護教諭（School nurse）の職務内容についてどのような検討がなされたか GHQ/SCAP の PHW

Sheets, CIE Sheets, 日本側史料を用いて明らかにした。結果、養護教諭の職務内容についてはPHW・厚生省は視察の結果、School nurseは、学校保健計画に関与せず身体検査の補助、疾病予防、救急処置を中心に実施しており米国とは相違していたことから、CIE・文部省とも検討を重ね、わが国の養護教諭(School nurse)の職務内容を米国のSchool Nurseと同様にしようとしたことが示唆された。CIE・文部省は、戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」の改正案、続いて新たな学校教育法に基づく「School nurseの職務規程案」を作成したが、いずれも制定にはいたらなかった。最終的にはCIE・文部省は、PHW・厚生省との検討内容を踏まえ、米国の学校保健とSchool Nurse制度を参考に1949(昭和24)年に「中等学校保健計画実施要領(試案)」および1951(昭和26)年に「小学校保健計画実施要領(試案)」の中に、養護教諭を学校保健関係職員の一として位置づけ、その責任分担範囲における職務内容として「学校保健事業遂行の援助」や「学校身体検査の準備と援助」などの15~16項目を提示した。ただし、これらの職務内容は、戦中の「養護訓導執務規程要項(文部省訓令第19号)」の延長線として制定されたと考えられる。

最後に本研究の限界は、占領期のGHQ/SCAPのPHW SheetsとCIE Sheetsを分析史料としたが、各Sheetsには検討内容が詳細には記載されておらず、またCIEのSheetsには日付も記載されていないことから時系列に検討内容を詳細に把握することが困難であった点である。また、先行文献で述べられている養護教諭の職務内容に関するPHWとCIEの介入を示す具体的なPHW SheetsとCIE Sheetsを見つけることができていないこと、米国のSchool Nurseの職務内容を示す米国の史料が収集できていない点である。今後は、米国の学校保健ならびにSchool Nurseの職務内容を米国の史料をもとに明らかにし、日本の養護教諭の職務内容への影響を明らかにすること、また厚生省・文部省の二省間における検討内容を日本側の史料をもとに分析することである。(本研究は、平成30年

度科学研究費補助金(占領期の養護教諭構想に対するPHW看護課の介入—GHQ文書による検証—、課題番号16K11930)にて行った。)

註

- 1) 養護訓導と呼ばれる前は、学校看護婦、学校衛生婦など様々であった。1938(昭和13)年の「学校養護婦令(案)」の「第一条 小学校、師範学校、中学校、高等女学校、実業学校、青年学校、盲学校、聾学校及幼稚園に学校養護婦ヲ置ク」と学校養護婦の名称が、1941(昭和16)年3月1日の「国民学校令(勅令第148号)」で養護訓導の名称が提示されたが、国民学校以外は学校養護婦の名称がそのまま使用され、数も学校養護婦の方が多かった。終戦後は、1946(昭和21)年10月11日の「国民学校令施行規則等の一部改正(文部省令第33号)」で「養護訓導」を「国民学校ニ於テ児童ノ養護ヲ掌ル地方技官(以下養護教員ト称ス)」と「養護教員」に名称が変更された。
- 2) 「養護教諭」の名称は、1947(昭和22)年3月29日「学校教育法(法律第26号)」で「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員をおかなければならない」が提示されたことにより、それまでの「養護教員」から「養護教諭」に変更された。
- 3) 養護訓導がどの程度戦中に実質化されていたかを概略する。養護訓導は、学校看護婦と呼ばれ1905(明治38)年に岐阜県羽島郡竹ヶ鼻小学校と笠松小学校に児童のトラホームの洗眼・点眼を目的に採用されたことに始まる。本文にも記載したように養護訓導は、1941(昭和16)年「国民学校令(勅令第148号)」の制定により、教育職員として身分は判任官とすることが規定されスタートした。ただし、免許取得方法は無試験検定と試験検定の2種類が規定され、無試験検定は、①文部大臣の指定した学校又は養成所を卒業した者、②看護婦免状を有し、国民学校訓導免許状を有する者、一方試験検定は、①看護婦免状所有を基礎資格として、高等女学校を卒業した者、②専検試験検定合格者および専検無試験検定受験資格者、③地方長官が特に適任と認めた者(学校に2年以上勤務する者で成績優良と認められる者)であった。各府県は検定試験による養護訓導の確保を目的に1~2ヶ月の準備講習会を開催したが、養護訓導を得ることは困難であった。この状況に対応するために文部省は1942(昭和17)年7月17日に「養護婦ニ関スル件(発体149号)」として「養護訓導免許状ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テ当分ノ間養護婦ヲシテ児童ノ衛生養護ノ実務ニ従事セシムル」と養護婦に養護訓導の職務を代行させることもやむを得ないという通達を出した。これを受けて府県の中には県費支弁の養護訓導の任用を見送り、市町村費支弁の養

護婦の採用で対応する所もあった。一方無試験検定の規定に伴い、1941(昭和16)年5月に養護訓導養成所の指定条件が定められ、養成方法として2種類が提示された。指定内容は、2種類とも高等女学校卒業を入学資格とするが、一つはすでに看護婦免状所有者を対象とする1年コース、もう一つは看護婦免状を所有しない者を対象とする2年コースであり、各府県では2年コースの養成所を開設した。特に1943(昭和18)年に国民学校令が改正され、養護訓導が学校長、訓導と同様に「置クベシ」と必置性になったことにより、多くの女子師範学校に養成所が併設された。しかし、必置性に養成が追いつかないため、附則において「養護訓導ハ当分ノ間第十五条第一項ノ改正ニ拘ラズ之ヲ置カザルコトヲ得」が追記された。これに伴い養護訓導養成講習会に国庫補助金を与えて、養護婦勤務者の養護訓導への切り換えが行われた。結果、養護訓導数は1942(昭和17)年は658名であったが、1943(昭和18)年には1,246名に増加し、一方養護婦数は1942(昭和17)年は4,914名であったが、1943(昭和18)年には4,311名に減少している。それでも、1945(昭和20)年度の養護訓導数は国民学校数21,000校に対して1,750名と1割にも満たない状況であった。

- 4) 「養護訓導執務規程」に先行して検討・作成された「養護訓導ノ職務ニ関スル規程」の内容は以下の通りである。

第一條 養護訓導ハ左ノ各項ニ関スル職務ニ従事スベシ

- 一、身体ノ清潔、皮膚ノ鍛錬、救急ノ看護等児童ノ衛生訓練ニ関スル事項
- 二、結核、トラホーム、其ノ他ノ伝染病、近視、齲歯、寄生虫等ノ予防、皮膚ニ関スル事項
- 三、採光、換気、防塵、採光等ノ適否、校舎及運動場ノ設備等ノ環境ノ衛生ニ関スル事項
- 四、学校給食ノ実施、弁当其ノ他栄養ノ指導ニ関スル事項
- 五、健康相談並ニ救急処置ニ関スル事項
- 六、身体虚弱、精神薄弱、疾病及異常ヲ有スル児童ニシテ特別養護ヲ必要トスルモノノ養護ニ関スル事項
- 七、行事、団体訓練等ノ衛生ニ関スル事項
- 八、遠足、旅行、養護集落等ノ衛生ニ関スル事項
- 九、学校衛生ニ関スル調査並ニ統計ニ関スル事項
- 十、其ノ他学校ニ於ケル衛生養護ニ関スル事項

第二條 養護訓導ハ学校身体検査規程及学校職員身体検査規程ニ依リ身体検査ノ補助ヲ当スベシ

第三條 養護訓導ハ必要ニ応ジ児童ノ家庭ヲ訪問シ養護上ノ事項ニ付保護者ト協力スベシ

第四條 養護訓導ハ学校医、学校歯科医ノ職務ヲ

補助シ執務上其ノ指導ヲ受クベシ

第五條 養護訓導ハ其ノ執務ニ当リ他ノ職員ト十分連絡ヲ保ツベシ

瀧澤らは、上記の規程は1929(昭和4)年10月29日の文部省訓令第21号「学校看護婦ニ関スル件」をひな形として作成されていることがわかると述べている⁵²⁾。

- 5) PHW 看護課長の Virginia Ohlson は、1914年シカゴで誕生、1931年ノースパーク・アカデミー高校卒業、1933年ノースパークジュニアカレッジ入学、1934年同ジュニアカレッジ卒業(准学士)、同年2月スウェーデン・カペナント病院看護学校入学、1937年8月同看護学校卒業、同年9月スウェーデン・カペナント病院就職、1938年4月エバンストン市衛生局に就職し公衆衛生看護課のスタッフとして School Nurse の業務を担当する。その後1944年にエバンストン市衛生局公衆衛生看護課の課長に就任、

1947年4月に退職し、同年5月に GHQ/SCAP PHW 看護課勤務のため来日する^{53,54)}。

- 6) PHW Sheet, CIE Sheet の記載および米国の School nurse を意味している場合は School nurse と表記し、日本側の養護教諭を意味している場合には養護教諭(School nurse) と表記し、区別した。

- 7) 「養護教員」の名称は、1946(昭和21)年10月11日「国民学校令施行規則等の一部改正(文部省令第33号)」で「養護訓導」から変更され、1947(昭和22)年3月29日「学校教育法(法律第26号)」で「養護教諭」に変更されるが、混在して使用されていたため、文章表現のままの表記としている。

文 献

- 1) 杉浦守邦. 養護教員の歴史. 京都: 東山書房; 1974
- 2) 日本学校保健会編. 学校保健百年史. 東京: 第一法規出版; 1974
- 3) 瀧澤利行・七木田文彦・竹下智美. 雑誌「養護」の時代と世界一学校の中で学校看護婦はどう生きたか一. 東京: 大空社; 2015
- 4) 三浦正行. PHW の戦後改革と現在一健康分野での戦後50年を考える一. 京都: 文理閣; 1995
- 5) 岡本千尋・滝内隆子他. 占領期の日本の学校衛生と養護教諭の職務内容一CIE 文書より一. 日本看護歴史学会第31回学術集会講演集2017; 98-99
- 6) 滝内隆子・小松妙子. 占領期の1946~1947年におけるCIEと文部省による養護教諭の増員対策. 日本看護歴史学誌32号2019; 51-65
- 7) 官報第4243号「国民学校令」(1941(昭和16)年3月1日 勅令第148号); 2-5
- 8) 前掲書3); p.193
- 9) 官報第4655号「養護訓導執務規程要項」(1942(昭

- 和17)年7月17日 文部省訓令第19号); 378
- 10) 前掲書3); p.198
- 11) 前掲書3); p.196
- 12) 七木田文彦. 健康教育教科「保健科」成立の政策形成—均質的健康空間の生成—. 東京: 学術出版会; 2010. p.98
- 13) 前掲書12); p.6-7
- 14) 官報第3704号「保健所法」(1937(昭和12)年4月2日 法律第42号); 161-162
- 15) 官報第4351号「保健婦規則」(1941(昭和16)年7月10日 厚生省令第36号); 333
- 16) 前掲書3); p.90
- 17) GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT: Observation of School Health Program 1947/7/3, BOX.No.; 9342, PHW02536, (NDL所蔵)
- 18) GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT: School Nurses Conference 1947/9/12, BOX.No.; 9342, PHW02536, (NDL所蔵)
- 19) GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT: Visit to Elementary School 1947/9/25, BOX.No.; 9342, PHW02536, (NDL所蔵)
- 20) GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT: Visit to Elementary School 1947/10/3, BOX.No.; 9342, PHW02536, (NDL所蔵)
- 21) GHQ/SCAP PHW Memorandum for Report, SUBJECT: Education Requirements for School Nurses 1947/11/7, BOX.No.; 9342, PHW02555, (NDL所蔵)
- 22) GHQ/SCAP PHW Nursing Affairs-#1 (1947-1948), SUBJECT: Education School Nurse 1948/3/2, BOX.No.; 9342, PHW02535, (NDL所蔵)
- 23) 前掲書3); p.91
- 24) 米国保健婦協会編. 米国における保健婦と学校衛生. 衛生教育1948; 1(7): 124
- 25) 滋賀秀俊. 米国では学校衛生は何課の所管か. 衛生教育1948; 1(7): 133
- 26) バージニア・オールソン. 全国養護教員へ. 学校衛生1947; 26(4): 18-19
- 27) 前掲書3); p.229
- 28) 合衆国教育使節団編. 合衆国教育使節団報告書. 東京: 国民教育社; 1946. p.47
- 29) 前掲書3); p.228
- 30) 前掲書2); p.431
- 31) 前掲書1); p.201
- 32) GHQ/SCAP Records CIE Sheets, PROPOSED REVISION OF ARTICLE II OF EDUCATION INTSURATION NO. 19, BOX.No.; 5605, CIE (D) 03886, (NDL所蔵)
- 33) GHQ/SCAP Records CIE Sheets, FUNCTIONS OF SCHOOL-NURSES NO. 19, BOX.No.; 5605, CIE (D) 03886, (NDL所蔵)
- 34) GHQ/SCAP Records CIE Sheets, Regulation Governing School Nurse Duties (Draft of Ministry Ordinance), BOX.No.; 5723, CIE (D) 04506, (NDL所蔵)
- 35) 文部省. 中等学校保健計画実施要領(試案). 1949
- 36) 文部省. 小学校保健計画実施要領(試案). 1951
- 37) 官報第6061号「学校教育法」(1947(昭和22)年3月31日 法律第26号); 211-215
- 38) 文部省編. 文部時報復刻. 「学校衛生刷新=関スル件」(1946年(昭和21)年2月1日 発体13号)1981; 29-30
- 39) 近代日本教育制度史編纂会編. 近代日本教育制度史料第26巻. 東京: 大日本雄弁会講談社; 1958. p.4-6
- 40) GHQ/SCAP Records. CIE Sheet, Serial No. RI-140-E-A-18. 12/4/1946 SUBJECT: 'School Hygiene in Japan'
- 41) 官報第6061号「教育基本法」(1947(昭和22)年3月31日 法律第25号); 210-211
- 42) 前掲書2); p.302
- 43) 森 昭三. 学校指導要領変遷史① 保健教育の変遷. 体育科教育1976; 24(6): 82
- 44) 前掲書43); p.83
- 45) 前掲書4); p.282
- 46) 前掲書35); p.5
- 47) 前掲書2); p.303
- 48) 前掲書2); p.432
- 49) 前掲書3); p.229
- 50) 齋藤 潔. 学校衛生に保健所を利用しよう. 衛生教育1948; 1(7): 121
- 51) 官報第7058号「教育委員会法施行令の一部を改正する政令」(1950(昭和25)年8月23日 政令第270号); 337
- 52) 前掲書3); p.194
- 53) 大石杉乃. バージニア・オールソン物語—日本の看護のために生きたアメリカ女性—. 東京: 原書房; 2004. p.20, p.231-233
- 54) ライダー島崎玲子・大石杉乃. 戦後日本の看護改革—封印を解かれてGHQ文書と証言による検証—. 東京: 日本看護協会出版会; 2003. p.40-41

Responsibilities of School Nurses Identified through Deliberations between the Public Health & Welfare Section of the Ministry of Health and Welfare and the Civil Information and Education Section of the Ministry of Education

Takako TAKIUTI¹⁾ and Taeko KOMATSU²⁾

¹⁾ Kanazawa Medical University School of Nursing

²⁾ Shumei University School of Nursing

During the occupation period, the Public Health and Welfare Section (PHW) of the Ministry of Health and Welfare and the Civil Information and Educational Section (CIE) of the Ministry of Education deliberated about the job descriptions of school nurses. In the end, using the school health and school nurse system from the U.S. as a reference, the CIE of the Ministry of Education adopted the opinion of the PHW of the Ministry of Health and Welfare and positioned school nurses as school health related-staff according to the “Implementation Guidelines for Middle School Health Plan (draft)” of 1949 and “Implementation Guidelines for Elementary School Health Plan (draft)” of 1951, assigning them 15 to 16 job description items including “Support for implementing the school health program” and “Preparation and support for school physical examinations.” These job description items may have been prepared as an extension of the “Work Rule Guides for School Nurses (Ministry of Education Ordinance No. 19)” during the war.

Key words: Occupation Period, CIE (Civil Information and Education Section), PHW (Public Health & Welfare Section), School nurse teachers, Responsibility